相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市本町一丁目一四四五番地、最後の住所千葉県市川市田尻五丁目一二番一四号　被相続人　亡　三橋　勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十四日

事務所千葉県市川市菅野六丁目一八番一〇号笠原郁子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　笠原　郁子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都稲城市東長沼七三九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山田　利昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十四日

日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階

相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別市落石町二丁目二番地の五八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　藤谷伊久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十四日

東京都中央区日本橋室町一―七―一スルガビル四階

相続財産管理人　弁護士　圓城寺　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別市落石町二丁目二番地の五八、最後の住所北海道紋別市潮見町五丁目五番二三号　被相続人　亡　藤谷　学

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十四日

東京都中央区日本橋室町一―七―一スルガビル四階

相続財産管理人　弁護士　圓城寺　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市東淀川区淡路一丁目一八五番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市鶴が台一五番四―三〇一号　被相続人　亡　石川　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十四日

横浜市磯子区磯子五丁目一番五―一〇二号

相続財産管理人　柏木清一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市上芥見五二一番地、最後の住所岐阜県関市大平台九番八号　被相続人　亡　江口　正則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十四日

事務所岐阜市七軒町一二番地一愛林ビル二階　相続財産管理人　弁護士　永田　忍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区栄町九六番地、最後の住所静岡県浜松市浜北区中瀬三八二九番地の一　多喜の園　被相続人　亡　村松　綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十四日

静岡県浜松市浜北区小松三一四番地の三

相続財産管理人　太田　善之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鳥羽市石鏡町二二五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　城山　久美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十四日

三重県志摩市阿児町甲賀一一一七番地四

相続財産管理人　山下　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府船井郡京丹波町本庄東畑九番地、最後の住所京都市伏見区南新地四番地　被相続人　亡　小田　亮平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十四日

京都市中京区富小路通二条上る鍛冶屋町三六八番二

相続財産管理人　弁護士　松枝　尚哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大東市住道一丁目一四六番地、最後の住所大阪市都島区東野田町五丁目一二番一六号　被相続人　亡　藤本　俊徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十四日

大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階

相続財産管理人弁護士　細見　文博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓二六九七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岸根　豊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十四日

事務所岡山市北区南方二丁目八番二五号三階岡山合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上田　序子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県嘉麻市上山田一二〇番地、最後の住所福岡県嘉麻市下山田三〇八番地二　被相続人　亡　井手　俊美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十四日

福岡県福岡市博多区須崎町四番一七号

相続財産管理人　古本　栄一

第24期決算公告

平成22年6月14日

仙台市青葉区一番町二丁目2番13号

株式会社トーニチ

代表取締役社長　島本　顕

貸借対照表の要旨

（平成22年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	111,629
	固定資産	155,381
	合計	267,010
負債及び純資産の部	流動負債	10,323
	固定負債	15,856
	株主資本	240,831
	資本金	20,000
	利益剰余金	220,831
	（利益準備金）	(5,000)
	（その他利益剰余金）	(215,831)
	（うち当期純利益）	(13,630)
	合計	267,010

第37期決算公告

平成22年6月14日

山形県酒田市山居町二丁目14―5

北日本オイル株式会社

代表取締役　佐々木芳朗

貸借対照表の要旨

（平成22年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,123,206
	固定資産	119,278
	合計	1,242,484
負債及び純資産の部	流動負債	563,597
	固定負債	18,621
	株主資本	660,266
	資本金	80,000
	利益剰余金	580,266
	利益準備金	12,990
	その他利益剰余金	567,276
	（うち当期純利益）	(11,470)
	合計	1,242,484